

○春日井市附属機関設置条例（抜粋）

平成27年 3月20日

条例第 2 号

改正 平成27年 9月30日条例第40号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、附属機関の設置について必要な事項を定めるものとする。

（設置及び担当事務）

第 2 条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

（委員の定数）

第 3 条 附属機関の委員の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

（委任）

第 4 条 この条例に定めるもののほか、第 2 条第 1 項の附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成27年 4月 1 日から施行する。

附 則（平成27年条例第40号）

この条例は、平成27年10月 5 日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

（平27条例40・一部改正）

| 執行機<br>関 | 附属機関              | 担当事務  | 委員の定数 |
|----------|-------------------|---|-------|
| 市長       | 《省略》              |   |       |
|          | 春日井市地域自立支<br>援協議会 | 相談支援事業の運営評価の実施に<br>関する事項、地域の関係機関のネ<br>ットワークに関する事項、地域の<br>社会資源の開発及び改善に関する<br>事項、相談支援事業の機能の強化<br>に関する事項並びに困難事例への<br>対応のあり方に関する事項につい<br>ての審議 | 15人以内 |

《省略》